

# 個人情報保護規則

## 第1章 本規則の目的及び適用範囲

### (目的)

第1条 本規則は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という）の定める個人情報保護の理念に則り、本協会が取得し、取り扱う生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）及び「個人情報保護法」第2条第2項に定める個人識別符号が含まれるもの（以下、併せて「個人情報」という）の適切な保護のために本協会並びにその職員及びその他の構成員が講じるべき措置の基本となることを定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規則は、本協会が直接に又は各都道府県協会を通じて間接的に、その業務執行の過程において取得し、管理する全ての「個人情報」に適用されるものとする。

## 第2章 個人情報の取得

### (取得範囲)

第3条 「個人情報」の取得は、本協会の定款第3条所定の目的に基づき、同第4条所定の事業を行うにあつて当該「個人情報」の取得が必要な場合に限られ、且つ、当該利用目的の達成に必要な限度において行われるものとする。

### (取得手続適正の原則)

第4条 「個人情報」の取得は、偽りその他不正な手段によって行ってはならないものとする。

2 「要配慮個人情報」（本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして個人情報の保護に関する法律施行令で定める記述等が含まれる「個人情報」をいう。以下同じ。）を取得する場合には、「個人情報保護法」第17条第2項において認められる場合を除き、本人の同意を得るものとする。

### (取得に際しての利用目的の通知等)

第5条 「個人情報」を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本人から直接書面（電磁的記録を含む。以下同じ）に記載された当該本人の「個人情報」を取得する場合は、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。

3 本協会は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で利用目的を変更することができるが、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表するものとする。

4 前3項の規定は、「個人情報保護法」上例外として認められている場合には適用しない。

## 第3章 個人情報の利用

### (利用範囲)

第6条 「個人情報」の利用は、第5条の定めるところに従って取得されるにあたり、本人から同意の得られた特定の利用目的の範囲内で行われるものとする。

### (目的外の利用の場合の措置)

第7条 利用目的の範囲を超えて「個人情報」の利用を行う場合においては、本人に対し、事前に当該「個人情報」の利用目的と利用方法を通知し、当該「個人情報」の利用について同意を得るものとする。

## 第4章 個人情報の安全管理

(個人情報の安全管理)

第8条 「個人情報」への不当なアクセス又は「個人情報」の紛失、破壊、改ざんもしくは漏えい等の防止を目的として、「個人情報」を取得・利用する部署(以下「個人情報取扱部署」という)毎に「個人情報」が保存管理されるものとする。

- 2 本協会は、各「個人情報取扱部署」での、保存管理を監督するための部署として「人事部および情報システム部」を指定し、「情報管理責任者」を任命する。各「個人情報取扱部署」は、「人事部および情報システム部」並びに「情報管理責任者」の下で、「個人情報」に関する必要且つ適切な安全管理措置を講じるものとする。
- 3 従業者に「個人情報」を取り扱わせるにあたっては、「個人情報」の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならないものとする。

(第三者に対する取扱委託の場合の安全管理)

第9条 「個人情報」の取扱の全部又は一部を第三者に委託する場合、委託先は、原則として前条に定める本協会の安全管理措置と同等以上の「個人情報」の安全管理措置を講じている事業者でなければならないものとする。

- 2 前項の定めるところに従って「個人情報」の取扱の全部又は一部を委託した場合、「情報管理責任者」は、委託された「個人情報」の安全管理が図られるよう、委託先に対し、必要且つ適切な監督を行うものとする。

## 第5章 職員の責任

(職員の責務)

第10条 本協会のあらゆる職員は、法令の規定及び本協会が定めた規則並びにそれらに基づく「情報管理責任者」の指示に従い、「個人情報」の秘密の保持に十分な注意を払いつつその業務を行うものとする。

(情報管理責任者の責務)

第11条 「情報管理責任者」は、本規則に定められた事項を理解したうえでこれを遵守するとともに、「個人情報取扱部署」の職員にこれを理解させたうえで遵守させるための教育訓練、内部規則の整備、安全対策の実施及び周知徹底等の措置を実施する責任を負うものとする。

## 第6章 個人情報の第三者に対する提供

(原則禁止)

第12条 「個人情報」は、次条及び第14条の定めるところに従って本人から同意を取得した場合を除き、いかなる第三者に対しても提供されてはならないものとする。但し、次の各号所定のいずれかの場合(第14条に基づき、外国にある第三者に「個人情報」を提供する場合については、第1号から第4号の場合に限る)は、この限りでない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (5) 利用目的の達成に必要な範囲内において「個人情報」の取扱の全部又は一部を委託することに伴って「個人情報」が提供されるとき
- (6) 合併その他の事由による事業の承継に伴って「個人情報」が提供されるとき
- (7) 特定の者との間で共同して利用される「個人情報」が当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される「個人情報」の項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該「個人情報」の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、予め、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき

(第三者に対する提供手続)

第13条 「個人情報」を第三者に対して提供する場合には、当該「個人情報」の取得にあたり、又は、取得の際に本人の同意が得られていないときには、第三者に対する提供にあたって、予め、当該「個人情報」の第三者に対する提供について同意を取得するものとする。

(外国にある第三者に対する提供手続)

第14条 「個人情報」を外国(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国として個人情報保護委員会規則で定めるものを除く)にある第三者(個人情報保護委員会規則で定める基準に適合する体制を整備している者を除く)に「個人情報」を提供する場合には、当該「個人情報」の取得にあたり、又は、取得の際に本人の同意が得られていないときには、第三者に対する提供にあたって、予め、当該「個人情報」の外国にある第三者への提供について同意を取得するものとする。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第15条 本協会は、「個人情報」を第三者に提供したときは、「個人情報保護法」の定めに従って、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名又は名称その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

2 本協会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第16条 本協会は、第三者から「個人情報」の提供を受けるに際しては、「個人情報保護法」の定めに従って、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。

(1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるもの)にあっては、その代表者又は管理人)の氏名

(2) 当該第三者による当該「個人情報」の取得の経緯

2 本協会は、前項の規定による確認を行ったときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該「個人情報」の提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の個人情報保護委員会規則で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

3 本協会は、前項の記録を、当該記録を作成した日から個人情報保護委員会規則で定める期間保存しなければならない。

## 第7章 本人の権利の確保

(個人情報の正確性の確保)

第17条 「個人情報」は、利用目的に応じて必要な範囲内において、正確且つ最新の状態で保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該「個人情報」を遅滞なく消去するように努めるものとする。

(個人情報の開示)

第18条 本人から自己の「個人情報」について開示を請求された場合は、遅滞なく、当該「個人情報」を書面で開示するものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 本協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 前項に基づき開示しない旨の決定をしたとき又は当該「個人情報」が存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

(個人情報の訂正等)

第19条 本人から自己の「個人情報」について事実と異なることを理由に訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という)を求められた場合は、遅滞なく、当該「個人情報」の利用目的の達成に必要な範囲内で調査を行い、その結果に基づき、当該「個人情報」の「訂正等」を実施するものとする。

2 前項の規定に基づき「訂正等」を実施したとき、又は「訂正等」を実施しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(「訂正等」を行ったときは、その内容を含む)を通知するものとする。

(個人情報の利用又は第三者への提供の停止)

第20条 本人から自己の「個人情報」について「個人情報保護法」その他の法令に違反する取得、利用又は第三者への提供を理由として利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止(以下「利用停止等」という)を請求された場合に、理由があることが判明したときは、これに応じるものとする。ただし、当

該利用停止等に多額の費用を要する場合その他利用停止等を行うことが困難な場合であつて、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

2 前項の規定に基づき「利用停止等」を実施したとき、又は「利用停止等」を実施しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を書面で通知するものとする。

(手続の整備)

第21条 本協会が管理するあらゆる「個人情報」について、前三条の定めに基づく「個人情報」の開示、「訂正等」及び「利用停止等」（以下総称して「開示等」という）のための手続を整備するものとする。

(苦情処理)

第22条 本人等が本協会の「個人情報」の取得又は利用全般に関する苦情を申し出る手続を整備し、これに誠実に対応するものとする。

(個人情報及びその取扱いに関する情報公開)

第23条 本協会が管理するあらゆる「個人情報」について、当該「個人情報」の本人にその「個人情報」のすべてを知り得るような措置を講じるものとする。

## 第8章 匿名加工情報

(匿名加工情報)

第24条 本協会が匿名加工情報を取り扱う場合は、その取扱いについてあらかじめ匿名加工取扱マニュアルを定めるものとする。

## 第9章 雑則

(改定)

第25条 本規則の改定は、理事会の決議に基づきこれを行う。

(施行)

第26条 本規則は2012年4月12日から施行する。

(改正)

2017年10月12日

2018年10月11日

2019年4月11日